



プラハ旧市街広場前のカフェにて

したり、ブランドをただ乗りしているような実態がほとんどである。しかも、侵害者が多数存在していて、もしこれらの侵害者を相手どり民事的に販売差止および損害賠償を求めたとすると、恐らく一〇〇件以上に及ぶ訴訟案件になる。相手がまともに応訴してくれるとは考えられず、また仮に損害賠償金支払判決が下されたとしてもそれを執行するのは困難であり、大抵回収できない。その間の当該案件にかかった代理人弁護士費用のほうをこの上回る。海賊版による企業の被害損失を最小限に食い止め

るには、その侵害行為を直ちに差し止めるべく、持続的かつ再発防止可能な対応(抑止効果)が求められる。この場合、民事的手段より刑事的措置のほうが費用対効果では得策であると思われる。

法的対応か、ビジネスチャンスも

企業側では、法的措置のほか技術面での対応も行われてきた。著作権保護技術に関して、DRM(デジタル著作権管理)が最近話題になり、新たな法的保護が必要との議論が高まっているが、DRMそれ自体新しい技術なのかあるいは単なる表現のかははっきりしない。後者ならば既に数年前からWIPO(世界的所有権機関)などの国際条約が加盟国に技術的保護措置TPMの効果的な法的保護を義務付け、各国が法整備してきた現行法の枠組みの中で保護を受けられると思うが……。日本の場合、立法上、著作権法の「技術的保護手段」と不正競争防止法上の「技術的制限手段」とに分かれて保護を受けている。技術は日々進歩している。一九九七年または一九九九年の法改正から数年経った現時点において、当時の保護技術の類型を前提とした法規定で十分かどうかは確かに再度議論または法改正の検討が必要かも知れない。

近頃、Winny と Grokster 事件判決のよ

うに、開発者または提供者は当初意図していなかったとはいえ、結果的に、当該対象品が本来の(非侵害的)使用目的から逸脱して、広く「侵害的使用」されていることが立証されたため、著作権法上の間接責任あるいは寄与責任を負うことになるケースが出てきている。しかしながら、当初「悪役」とされたNapsterも、現在新生Napsterとして音楽配信の重要パートナー企業の一つとなっている。権利者たる企業側は、断固とした法的措置のみでなく、新たなビジネスモデル(機会)創出のためにこうしたベンチャー配信技術やウェブサイト・インフラを活用し共存するような解決策も必要かも知れない。動画共有サイトのYouTubeは権利者団体から警告を受けながら、自らフィルタリングをかけ、侵害対象物の削除など「自浄」努力も行っている。一方、一部の映画・音楽会社では共同配信事業展開も行われている。

留学体験を書いてほしいとの原稿依頼があったが、大半は実務の話になってしまった。奨学生のその後の職場での活躍ぶりないし将来社会に対する貢献までを本奨学事業の「目的」と見ていただけるならば、石坂財団の恩恵を無にしなかったのではないかと思っている。

国境を越える知的財産から 思うこと

国際文化交流(石坂)財団一九九三年度奨学生。マレーシア出身。一九八九年ソニー入社。一九九五年東京大学大学院法学修士(「M」課程修了後、ソニーに再入社。現在、ソニー・コンピュータエンタテインメント(出向中)知的財産権保護&知財渉外担当。日本国永住権を持ち、妻子と共に日本在住。

ソニー・コンピュータ
エンタテインメント法務部
知財渉外課長

オン・ポー・チュアン

ONG Poh Chuan

ソニーを退社して大学院を志す

石坂財団奨学金にお世話になったのは、いまから一四年も前のことだった。

ソニー芝浦TECセネラルオーディオ事業本部(当時)に勤務してまる四年経った一九九三年頃に、もう一度学問の場に戻って法律を勉強したいという強い思いが働いたので、私は思い切って、一旦退社という形で職場を離れて、東大の本郷キャンパスに通うことにした。

そう決断したのも、ちょうどその頃、東京大学大学院法学政治学研究科が一般社会人を対象にした修士課程(専修コース)の院生を募集していたことを知り、修士課程の履修科目、演習などは実践的かつ実務への応用性が高い内容だったので、これを受け

ることを決心した。そして、入学試験・選考面接を無事に通り、二年間にわたる本郷正門に近い三号館研究棟での研究生生活を始めた。

私が専攻したのは、学位区分上「民刑事法専攻」であるが、履修した科目分野は国際私法(抵触法)・国際民事手続法の専門分野に所属し、さらに絞って言えば、企業活動とも密接な関係にある国際知的財産権(法)の諸問題とその関連法を、手続法・実体的に学び、また学問的に学説・判例も検証してきた。

知財保護の第一線に立つ

二年間の貴重な研究成果を活かすべく、修士課程修了後、再びソニーで働くことにした。当時の中国プロジェクトに参画し、

●国際文化交流財団は、経団連第二代会長故石坂泰三氏の遺徳を記念し、一九七六年に設立された。これまでに、世界三カ国の大学・大学院へ一六八名の日本人留学生を派遣するとともに、世界四〇カ国四七八名の外国人留学生への奨学金の供与や講演会等を実施してきている。

中国での事業の立ち上げ、合弁工場設立交渉にあたっての法務サポート、そして法務部で契約法務の仕事に従事した。さらに、ここ五年間をふり返ると、知的財産現場で、知的財産権の保護および権利行使の実務に幅広く関わってきた。

ソニーの場合、映画、音楽、ゲームといったコンテンツ事業は重要なビジネスセクターであるため、従来のものでつくりの発想からの特許を中心とした知財戦略に加え、必然的に著作権を軸とした知財戦略(特に、常にソフトウェアコンテンツ産業が悩まされる深刻な海賊版問題への対応)も必要となる。たとえば、同じ権利侵害でも、特許権侵害対応と海賊版侵害対応には権利行使の手法や考え方の違いがある。前者については、ある意味では技術同士の争いで、決着までに時間をかけてもいいが、その逸失利益分は後ほど遡及計算して「回収」できるケースや、争い相手と最終的にビジネスパートナーになるケースもありえる。一方、海賊版の場合、他人の創作成果を無断複製